

(保 247) F
平成 23 年 3 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

支払基金からの診療報酬等（3月支払分）の振り込みについて
（その 3）

みずほ銀行のシステム障害に伴う支払基金からの 3 月支払分の診療報酬等については、平成 23 年 3 月 19 日付け事務連絡（保 244）F および同月 22 日付け事務連絡（保 246）F にてご連絡申し上げたところでございます。

本日（23 日）、支払基金より、別添のように各医療機関への振込み（入金）手続が完了したとの報告がございましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、万一、一部の医療機関にて、振込み（入金）がなされていないことが判明した場合には、「みずほ銀行」内に設置された下記の「保険医療機関等からの照会専用電話」まで照会いただきたいとのことです。

つきましては、本件の貴会会員への周知方等、宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、支払基金のホームページにも掲載されておりますことを申し添えます。

記

【みずほ銀行による照会専用電話】
03-3201-7190 又は 03-3201-7191
公務第 3 部 西上（ニガミ）
佐藤（サウ）
原田（ハラダ）

（添付資料）

1. 平成 23 年 3 月支払分の診療報酬等について（第 2 報）
（平 23. 3. 23 社会保険診療報酬支払基金）

平成 23 年 3 月支払分の診療報酬等について (第 2 報)

1 支払日について

平成 23 年 3 月の支払日は、23 日（水）です。

暦の関係で例月の 21 日とは異なり、保険者等からの納付日である 22 日の翌日の 23 日となっていますので、ご注意願います。

2 みずほ銀行のシステム障害による影響について

支払基金では、診療報酬等の振込口座を「みずほ銀行」に指定されている保険医療機関等に限らず、多くの保険医療機関等の指定口座に「みずほ銀行」を通じて振込みを行っています。

「みずほ銀行」からは、本日（23 日）の振込み（入金）手続きが完了したとの報告を受けましたので、お知らせします。

本日（23 日）の新聞報道によりますと、「(昨日までの振込み分について) 一部の顧客から未入金があると連絡を受けた。」(日経新聞ほか)とあります。

このことから、診療報酬等の振込み（入金）についても、同様の事態がないとも限りません。

万一、一部の保険医療機関等におきまして、振込み（入金）がなされていないことが判明しましたら、「みずほ銀行」内に、「保険医療機関等からの照会専用電話」を設置しましたので、お手数ですが、そちらまでご照会をお願いします。

【みずほ銀行による照会専用電話】

03-3201-7190 又は 03-3201-7191

公務第 3 部 西上（ニシガミ）

佐藤（サトウ）

原田（ハラダ）

平成 23 年 3 月 23 日

社会保険診療報酬支払基金

なお、本件については、ホームページにも掲載することとしています。